

平成24年7月

◇ 7月は「全国安全週間」！！

<スローガン>

「ルールを守る安全職場 みんなで目指すゼロ災害」

(期間: 7月1日~7日)

鹿嶋署管内では「労働災害」が多発しています。ひとりひとりが「ルール」を守り、「ゼロ災害」を目指しましょう。

※<http://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/youkou.html>

◇ 「死亡・重大災害」が多発し、緊急要請！

鹿嶋署管内では、本年に入り、3月から6月まで、毎月、「死亡災害」が発生しています。休業4日以上災害も「建設業」だけでなく、「製造業」でも大幅な増加をみえています。そこで、6月に鹿嶋署は管内の各種災害防止団体及び各公共工事発注機関、建設業の事業主の方々に災害防止対策の徹底についての「緊急要請」を行いました。

めざせ死亡災害ゼロ 250日
0日 (7月1日現在)

(※過去最長: 平成22年9月17日~平成23年10月19日までの398日間)

平成24年の労働災害発生状況

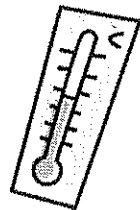
	平成24年	平成23年
製造業	③32	18
建設業	①26	20
運輸交通業	11	8
その他	①32	28
合計	⑤101	74

※○数字は死亡災害(5月末日現在)

◇ 「熱中症」のピークへ！

7月に入り、梅雨明けとなると、いよいよ「熱中症」のピークとなります。鹿嶋署管内でも、毎年、たくさんの方が熱中症になっています。対応を誤ると、生命の危険もありますので、「熱中症対策」をしっかりと準備しておきましょう。詳しくは、下記のホームページをご覧ください。

※<http://www.jaish.gr.jp/information/nettyu.html>



◇ 法改正情報

「化学物質を取り扱い事業主の皆様へ」

女性労働者の就業を禁止する業務の範囲が拡大します。

女性労働基準規則の改正により（改正女性則）、妊娠や出産・授乳機能に影響のある25の化学物質を取り扱う作業場では、妊娠の有無や年齢などにかかわらず、女性労働者を以下の業務に就かせることは禁止となります。

女性労働者の就業を禁止する業務

- ・労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「第3管理区分」となった屋内作業場での全ての業務
- ・タンク、船倉内などで規制対象の化学物質を取り扱う業務で、呼吸用保護具の使用が義務づけられているもの

※http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/

◇ 夏季休暇を計画的に . . .

7月、8月は夏季休暇の季節です。

この時期に家族と旅行をしたり、故郷に帰省したりと、心身のリフレッシュをしましょう。



平成24年の死亡災害事例（鹿嶋署管内）

No.	業種	発生日	事故の型	発生状況
1	化学工業	3月	火災 (2名死亡)	工場内で振動ふるい機を使用して、粉状の有機化合物を小分けし、袋に詰める作業を行っていたところ、振動ふるい機付近から出火し、作業員2名が死亡し、1名が火傷を負った。
2	廃棄物処理業	4月	墜落	フォークリフトのフォークにパレット代わりにした軽トラックの荷台上の古タイヤをトラックに積み替えていたところ、軽トラックの荷台が転倒し、荷台と共に地面に墜落し、数日後に死亡した。
3	土木工事業	5月	激突され	災害復旧の下水道工事現場において、掘削した溝を埋め戻すため、バックホーを前進させた時、地面が陥没し、バックホーが前のめりになり、バックホーの前方にいた作業員の背中にバケットが当たり死亡した。
4	金属製品製造業	6月	崩壊・倒壊	出張作業から戻り、翌週の作業の準備を行い、作業終了後、製品置き場に積み上げられた金属製ラックに上ったところ、ラックが崩れて下敷きとなって死亡した。

※「鹿嶋労基署広報」のバックナンバーは茨城労働局のホームページに掲載しています。

アドレスは下記のとおりです。ぜひ、ご覧ください。

※ http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantokusho_oshirase/kashima.html